

利用者に負担できるもの、できないもの

～介護保険外の「その他の生活費」「施設サービス提供とは関係のない費用」について～

■食費・居住費・日用品の請求について

- 1) 自己負担の正しい解釈
- 2) 「その他の日常生活費」の趣旨とは？
- 3) 自己負担を求めてはいけないもの
- 4) 「身の回り品」の自己負担の正しい解釈
- 5) 「身の回り品」の具体的範囲
- 6) 「その他サービス提供とは関係ない費用」の自己負担について
- 7) その他の日常生活費」の正しい解釈
- 8) 請求できる基準と根拠

■請求できるもの、できないもの

- 1) 自己負担を求めることができないケース
- 2) 自己負担を求めてもよいケース
- 3) 請求できないのに請求してしまった場合の対応

■利用料請求のトラブル回避の為に

- 1) 請求する項目と運営規定・契約書・重要事項説明書に記載するもの
- 2) 請求する料金の説明責任と法的根拠
- 3) 説明責任を果たすために
- 4) 返還指導を受けてしまう施設側の現状

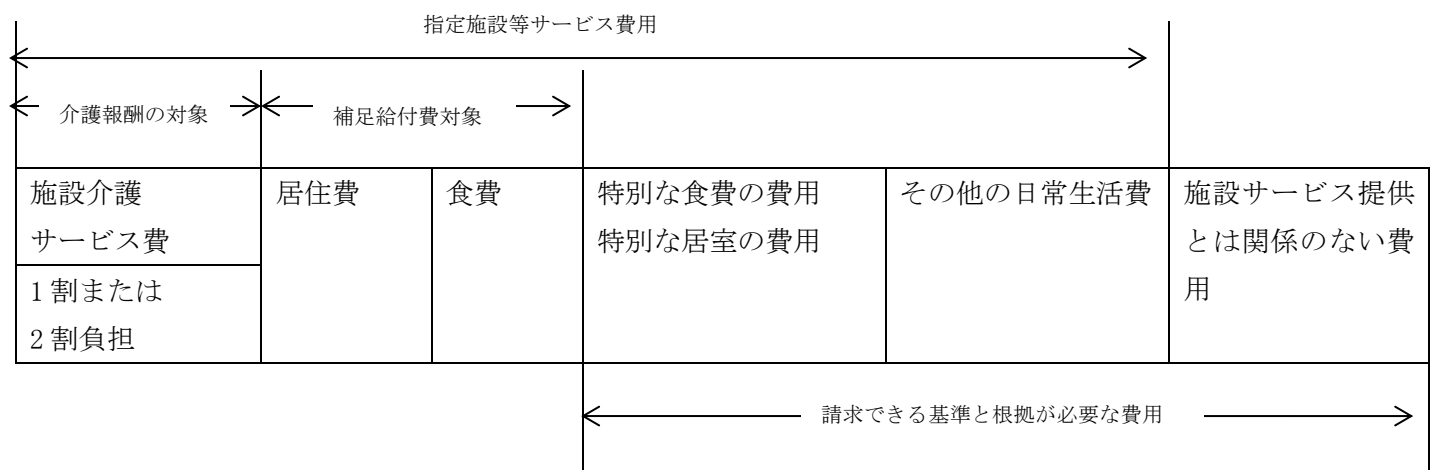


福岡シティ福祉サービス

(株) 東京シティ福祉サービス FC 加盟店～

利用者から請求できるもの。できないもの

指定施設等サービス費用の分類



■食費・居住費・日用品の請求について

1) 自己負担の正しい解釈

介護保険給付対象の1割または2割負担以外で利用者から支払い受けてもよいもの

- ①食事の提供に要する費用
- ②居住に要する費用
- ③入所者が選定する特別な居室の提供費用
- ④入所者が選定する特別な食事の提供費用
- ⑤理美容代
- ⑥①～⑤のほか、指定介護保険施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

適所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（老企第54号）

③について

契約書などに特別な部屋の料金を記載させておき、利用者・家族が選定し、希望した事項をきちんと記録に残しておく必要がある。

④について

例えば施設の季節行事など（正月、節句、敬老の日など）で普段の食事料金より高い、特別な食事を提供するケースでは、施設が一律的に特別な食事を提供しているため、料金負担を求めることはできない。

2) 「その他の日常生活費」の趣旨とは？

「その他の日常生活費」とは、利用者またはその家族などの自由な選択に基づき、施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費のこと。

ポイント 1:

利用者（またはその家族など）の選択制であること（「選択制」なので、利用者全員から一律に徴収することはできない）

ポイント 2:

サービスの提供と関係のある費用であること（保険給付の対象外の費用で、サービス提供と全く関係がない費用〈例えば、利用者の個人の嗜好品の代金など〉はこれに入らない）

「その他の日常生活費」の自己負担を求めてもよい場合のルール

ルール 1: 保険給付の対象となるサービスと重複していないこと

ルール 2: あいまいな名目でないこと

（「あいまいな名目」による費用とは、「お世話料」「管理協力費」「共益費」「施設利用補償金」といった内容が明確でない費用のことを言う）

ルール 3: 利用者（またはその家族など）の自由な選択に基づくものであること。

また、事前に十分な説明を行い、同意を得ておくこと（書面にて「同意」してもらうことが必要である）

ルール 4: 実費相当額の範囲内であること

ルール 5: 内容と額注）を運営規程で定めておかねばならないため、重要事項として施設の見やすい場所に掲示すること 注）額が変動する性質のもの場合は、「実費」という記載でも可

3) 自己負担を求めてはいけないもの

「その他の日常生活費」として自己負担を求めていけないもの

車いすや介護用品、栄養補助剤、水分補給に用いられる経口液など

サービス提供に必要なもの、もしくは利用者の状態に応じたケアマネジメントにより必要と判断されたものは本来施設が用意し、提供しなければならず、徴収不可

「その他の日常生活費」として求めてもよい場合

あくまで施設が用意もしくは提供しているが、それ以外で利用者や家族が、個人の持ち物としてほしい、健康保持増進のために個別に提供してほしいと希望した場合

その場合にも事前に十分な説明を行い、同意があることが前提であり、利用者や家族が希望を申し出たことを、ケース記録や相談員の日誌に記載しておくことが必要

4) 「身の回り品」の自己負担の正しい解釈

○一般的に要介護者などの日常生活に最低限必要と考えられる物品（利用者個人の日用品）のこと

○利用者などの希望を確認した上で提供するもので、施設がすべての利用者に対し一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。

5) 「身の回り品」の具体的範囲

「身の回り品」としては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設において、次のように定められている。

- ①利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用（一般的に要介護者などの日常生活に最低限必要と考えられる物品「利用者個人の日用品」のこと）
- ②利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ③健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用など）
- ④預り金の出納管理に係る費用
- ⑤私物の洗濯代（介護老人保健施設のみ。介護老人福祉施設では徴収不可）

これらの「身の回り品」を徴収する場合は利用者などの希望を確認したうえで提供するもので、施設が利用者に対し一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められていない

6) 「その他サービス提供とは関係ない費用」の自己負担について

「その他サービス提供」とは関係ない費用とは以下を指す

- ・利用者の個別の希望に応じて、施設が利用者の代わりに日用品を立て替え払いで購入し、利用者から徴収するその分の実費
- ・個人の嗜好品、贅沢品 ・個人専用の家電製品の電気代
- ・コインランドリー利用料
- ・利用者に代わって施設が購入する新聞、雑誌などの代金
- ・利用者個人の趣味活動などに施設が提供する材料費
- ・希望者を募り、実施する旅行などの代金など

これらの「その他サービス提供とは関係ない費用」は利用者の自己負担を求めることができるが、「利用者の希望を募り実施する旅行代金」の中でも、施設の行事計画に位置づけられているものは、介護サービスの一環として行われるものと解釈しなければならない。

入院に伴う経費負担も、施設の協力医療機関への手続きなどの経費は負担を求めることはできない。



これらを負担を求めることが出来るポイント

利用者に選択肢の幅を持たせ、記録し、説明・同意を得ること
施設がサービス提供の一環として用意、提供すべきものは、施設利用契約書において「利用者の状態に応じ適切なケアをします」などの文言を記載して契約していなければ、原則負担させることはできない

7) その他の日常生活費」の正しい解釈

「その他の日常生活費」の定義

利用者、入所者、入居者又は入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族等の自由な選択に基づき、事業所又は施設が通所サービス及び施設サービスの提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。

実地指導における指摘が多い内容

- ・日用品を利用者等に対し一律に提供し、その費用を徴収している。
- ・教養娯楽費について、便宜の提供がない利用者を含めて画一的・一律の費用徴収をしている。
- ・施設介護サービス費に含まれる衛生材料、栄養補助食品、嚥下補助剤等の費用を「その他の日常生活費」として利用者負担としている。

「その他の日常生活費」について正しい解釈がされず、指導件数が減少しないとして考えられる理由

- ・「その他の日常生活費」の定義を正しく解釈をせず、法人独自の解釈をしている。
- ・「利用者・家族の自由な選択に基づき」という定義は拡大解釈されやすい。
- ・介護報酬改定の都度、減収となり、経営収支が悪化し利用者個人に負担させる範囲を拡大させようとする傾向がある。
- ・周囲の施設から得た情報により、利用者個人に負担させてもよいと解釈している。
- ・サービス提供上、特定の利用者固有に必要なものは個人負担させたいと考える。
- ・在宅サービスでは、福祉機器の貸与など、一部自己負担で低額利用できるが、施設の介護報酬は福祉用具貸与などが適用されず、1日当たりの包括払いのため、介護、医療、栄養管理など高額となる福祉機器、医療品、栄養補助剤が介護報酬の中に含まれている部分が多く、施設負担が大きくなりやすい。

8) 請求できる基準と根拠

「その他の日常生活費」を請求できる基準と根拠「老企第54号」

「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者、入所者または入院患者（以下「利用者等」という）またはその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の根拠の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業所または施設により行われる便宜の供与であってもサービスの提供と関係ないもの（利用者等の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」と区別されるものである

「自由な選択に基づき」の意味と解釈

そもそも施設サービスはほかのサービスと違い、選択することが難しいサービスであり、そのサービスを利用すると、施設側から提供もしくは提案される日用品等について拒否しにくいものとなりやすい。

「その他の日常生活費」は、「日常生活上の便宜に係る経費」とあるように、利用者が生活する上で「利便性・利益・助力」となることが「便宜」と言える。



つまり

「自由な選択」ができるように複数の選択肢を用意することであり、利用者の身体的状態からかんがみても不必要なものまで「日用品パック」に入れていることは便宜とは言えない。

「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

①「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと※3。

解説

「※3 保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと」とは

- ・車いす、エアマット、排泄介助に要するプラスチックグローブなどの介護に必要なものについては、基本的に施設が用意すべきものであり、既に施設サービス費として介護報酬に含まれていると考えるべき。
- ・また、施設はレクリエーション、クラブ活動、行事などを運営基準上必ず実施しなければならない。
- ・さらに、施設側が企画、実施すべきものは、一律的に提供されるものであり、その経費は介護報酬に含まれる。
- ・そして、施設は利用者に対し、適切な栄養管理をすることが基準となっている。栄養ケアマネジメント上、栄養補助食品が必要とされた場合は、これについても介護報酬に含まれていると考えるべき。



つまり

施設は運営基準上、適切なサービスを提供しなければならないことから、これらは既に介護報酬に含まれているため、「その他日常生活費」に含めてしまうと保険給付と重複してしまう。

②保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。

解説

施設サービスは選択も難しく、高齢者が利用するため、あいまいな名目で請求してもあまり理解できず負担させてしまうことも可能だが、消費者契約法上からも事業者は費用の内訳を明らかにする必要がある。特に施設は介護、医療、栄養などのサービス以外に施設を保守管理するための維持費などの管理経費がかかるが、介護報酬上評価されていないため、それらを利用者に負担させているケースも見られる。

③「その他の日常生活費」の対象とする便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。

解説〉

- ・施設サービス利用にあたっては、施設から提供された日用品の利用を拒みにくく、自由な選択の余地がなくなることがあるため、消費者保護上からも「※4 自由な選択に基づいて」とされ、さらに十分な説明と同意を求めている。
- ・利用者に一律的、画一的に提供され、選択の余地がないサービス提供は、自己負担をさせることができない。

④「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実額の範囲内※5で行われるべきものであること。

解説〉

「その他の日常生活費」は事業者側が利益となるようなことを目的とすべきではなく、あくまで「利用者生活の便宜」を図る上で行うものであるということ。そのため、「※5 実費相当額の範囲内」と定められている。

⑤「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規定において定められなければならない、またサービスの選択に失すると認められる重要事項として施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には「実費」という形の定め方が許されるものである

運営規定に定めることや掲示を求めることにより、個人負担のものを明確にし、情報提供と説明が必要であることが求められている。

また、事業者側が根拠のない請求をしたり、ケアに必要となった物品などが高額となるため利用者に負担させようと判断したりしないように定めている。



これらのことから、運営規定に定めのないものは請求できない

■請求できるもの、できないもの

自己負担に疑義が持たれやすい その他の日常生活費	利用者自己負担ができない 根拠・理由	自己負担させても よい場合	自己負担させる場合 の留意事項
栄養補助食品	栄養ケアマネジメント上必要と される場合。	本人・家族が健康維持 のために希望し、提供 した場合。	希望経過記録
車いす、エアマットなど 介護用品	ケアに必要な物品は介護報酬に 含まれ、基本的に施設が用意す る。	施設も必要な物品を 準備しているが、それ 以外に個人で所有を 希望した場合。	希望経過記録
衛生材料（ガーゼ・カテーテル など処置材料）	施設入所者に施設内で処置可能 なものはケアの一環として行う べきであり、衛生材料は施設で 用意すべきもの。	施設が準備した以上 に本人・家族が個人的 に欲しいと希望する 場合や高機能価な衛 生材料を希望した場 合。	希望経過記録
おやつ	食事提供の一環として一律に提 供する場合は食費に含まれる。	食費と分けて個人の 希望により提供する 場合。	同意書・運営規定など
行事食	利用者が選定する特別食以外は 食費に含まれる。	特別食の内容と金額 を明確にして利用者 が選定した場合。	同意書・運営規定など
口腔用・ケアスポンジ	歯ブラシは個人の希望で選定す るが、口腔ケア用スポンジは「ケ アに必要な物品」とされている。	ケアに必要な物品を 施設が準備した上で、 さらに本人・家族が数 量や高機能なものを 希望する場合。	希望経過記録
日用品パック	利用者の状態に合わせず不必要 な日用品があり、選択の余地が 少なく、料金設定が不明確。	利用者の状態に合わ せ、希望・選択でき るようにし、金額を明 確にしている場合。	同意書・運営規定など
転倒事故予防 プロテクターパンツ	施設がケアに必要と判断して利 用を勧めるものであるため。	安全のための利用希 望や必要数以上希望 する場合。	希望経過記録
教養娯楽費	施設が実施するクラブ活動の経 費は基本的に施設負担。	クラブ活動に要する 物品を個人で所有す る場合など。	同意書・運営規定など
各種電気代	ケアにかかる電気器具の料金は 介護報酬に含まれている。	個人で持ち込むテレ ビ、電化製品など。	同意書・運営規定など
行事費用	施設が計画する行事にかかる経 費は介護報酬に含まれる。	施設が計画した以外 に希望を募って実施 する場合。	希望経過記録

受診送迎費	施設は基本的に他科受診などが必要となった場合、支援しなければならない。	本人・家族が希望する通常受診範囲を超えた遠方の医療機関受診の場合。	運営規定・重要事項説明書など
行政手続き代行	行政書士など法的に認められた者以外が手数料負担を求めることはできない。	理由に関係なく、徴収不能。	理由如何に関係なく徴収不可

「その他の日常生活費」は、介護老人福祉施設と介護老人保健施設では利用者に負担させてよいものが一部異なる事に注意

例

● 利用者の洗濯にかかる費用

在宅生活が困難な入所者の生活の拠点としての機能を有しており、介護サービスだけでなく、利用者の日常生活全般にわたる援助を行ってきた背景から、利用者の私物の洗濯なども基本的に施設サービスとして行われ、外部委託しても介護報酬の中に含まれるとされている。

しかし、介護老人保健施設や介護療養型施設では個人負担としてもよいことになっている

● 医療機関にかかる費用

介護老人福祉施設も介護老人保健施設も必ず協力医療機関を定めておかなければならないが、外部受診（他科受診）が必要となった場合は受診支援しなくてはならない。しかし、この場合の受診にかかる車両経費、人件費などについては介護老人福祉施設では自己負担できず、介護老人保健施設は請求できると解釈しているケースが多く見られるが、正しくは「両施設共に介護報酬に含まれている」

ただし、利用者・家族が遠方の医療機関に受診を希望する場合は、実費を徴収可能だが、この場合も施設の運営規定に定めておかなければならない。

自己負担を求める場合には「本人・家族が希望した経過記録」が必要となる。

記録がないと請求ができない

● リースタオルについて

自己負担が認められるケースと認められないケースがある

1) 自己負担を求めることができないケース

- ・洗顔や食事用おしぼり、清拭などはケアの一環もしくは延長線上として提供されるものであり、リース代の自己負担は認められない。
- ・入浴用タオルとして一律にリース品を提供し、自己負担を求めているケースも認められない。



選択の余地がなく、一律に負担を求めているから

2) 自己負担を求めてもよいケース

「入浴用タオルなどは基本的に個人で用意したものを利用しますが、希望によりリースタオルなどを使用することもできます」と重要事項に記載した上で、料金を明確にし、説明すること



利用者・家族が希望し、同意した場合に限り、自己負担を求めることができる。

3) 請求できないのに請求してしまった場合の対応

行政指導により「その他の日常生活費」の自己負担分の返還指導があるケース



介護サービスと重複し提供されているもの

- ・「介護サービス費と重複する『その他の日常生活費』」が判明した時は、早めに事業所内で協議し、運営規定、重要事項説明書の変更を行うこと
- ・重要事項説明書を変更した場合には、「重要事項説明書の一部変更の同意書」を作成し、利用者全員に同意を求めること。
- ・「その他日用品の提供方法の変更」をすることや「提供を中止するという対応」することで対応している例が多い。

施設の介護報酬は「包括払い」のため、ケアにかかる多くの部分が既に介護報酬として含まれており、たとえ施設のケアにかかる用具が高額となっても施設負担となる。

高額な介護用品の例

- ・褥瘡予防エアマットや除圧マット車いすに使用する除圧機能に優れたシーティング用品や除圧クッション

(ア) 車いすについて

時として利用者の身体状況に合わせたシーティング機能、リクライニング機能などが必要なケースもある。この場合の特殊車いすも介護サービス費に含まれている。しかし、利用者に必要であることは分かっているが、施設の予算は限られており、必要であるからとすぐに施設で購入するわけにはいかず、レンタルも適用されない。

この時に施設側は「利用者が個人・家族の希望だから請求可能だろう」と考えてしまい、自己負担を求めてしまうケースが多い。

特殊車いすの購入で自己負担を求める場合



利用者・家族が希望した経緯、相談内容が記録として明らかにされている必要

(イ)悩ましいケース

・食事と処置にかかる衛生材料

長期的にしかも複数の利用者が「食事摂取量が低下し特定の高価な栄養補助食品なら摂取可能」という状態になり、年間給食費予算を上回ってしまう時。

- ・認知症で通常の硬いスプーンを使用すると噛んだ時に口腔内を傷つけてしまうため柔らかいスプーンを使用する際、毎日1本噛み砕き破損してしまい、1本あたりが高価で施設負担しているケース
- ・体内から出る惨出液が多量のため、ガーゼなどを毎日多量に使用する状態で衛生材料費が高額になってしまいうケース

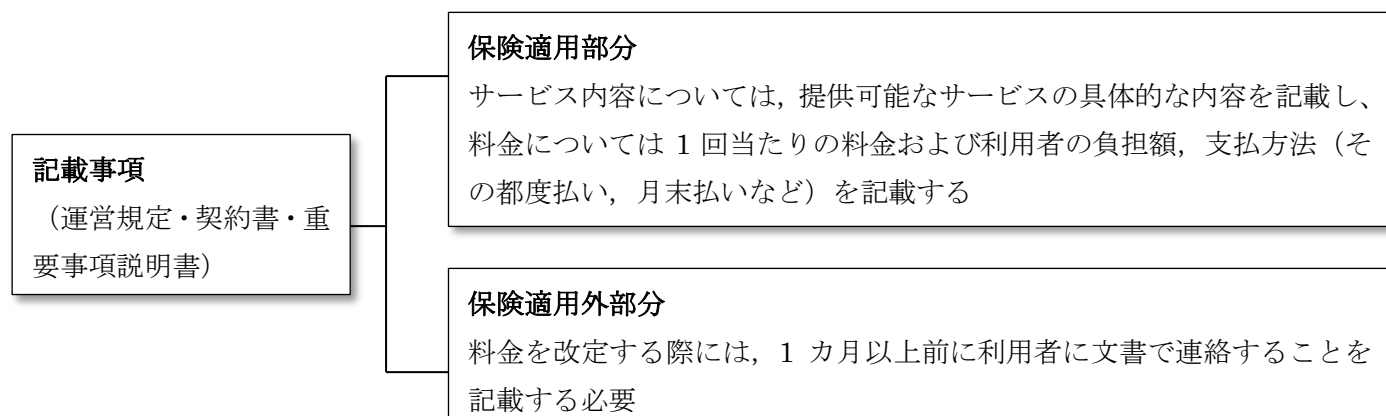


これらはすべて介護サービス費に含まれている

■利用料請求のトラブル回避の為に

1) 請求する項目と運営規定・契約書・重要事項説明書に記載するもの

- ・施設の利用料金にかかるすべてのものは施設の運営規定・契約書に記載が必要であり、サービスの選択に関係するものは重要事項説明書に記載しなければならない。
- ・特にサービスの選択に関係する重要事項説明書に記載すべきものとしては、提供するサービスの内容とその利用料金について、介護保険適用部分とそれ以外の部分に分けること。



運営規定および契約書には、介護保険で定められた一部自己負担分と介護保険適用外の「その他の日常生活費」の他、施設が利用者の生活の「便宜を図る」上で提供する（利用者が生活する上で利便性・利益・助力となるもの）ものはすべて記載しなければならない。

基本的に運営規定と契約書には、介護保険法と施設の運営基準に載っているものは記載し、その上でさらに便宜を図るサービス内容と料金は必ず記載すること

2) 請求する料金の説明責任と法的根拠

説明責任と法的根拠

介護サービスにかかわる
説明責任

介護保険法の「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
介護保険の指定事業所は懇切丁寧に分かりやすく説明する義務がある

「消費者契約法」
この法律は「事業者側の説明義務」を求めている、第4条を中心に、事業者側の不適当な説明により消費者に誤解を与えた場合に、消費者に契約の取消権を与えている。

「消費者契約法」

具体的には、契約に際して、

- (1) 重要事項（商品やサービスの質・用途・対価やその他の取引条件）について事実と異なることを告げたために消費者がこれを事実と誤信した時や（4条1項1号）
- (2) 商品等の将来の価格などの変動が不確実な事項について断定的判断を提供したことにより、消費者が将来の価格等を確実であると誤信した時に（4条1項2号）
契約の取消を認めている。
- (3) 重要事項や、これに関連する事実について、事業者が利用者・家族の利益となる説明をしながら、同じ重要事項に関連する消費者にとって不利益な事実を故意に告げなかった時には、契約の取消を認める

3) 説明責任を果たすために

『その他の日常生活費』の日用品について」の説明を行う場合、特に日用品のパックを複数用意している時は、次の点について説明するとよい。

①家族が用意することも可能であり、希望により利用するものであること

あくまで施設は利用者の生活の「便宜」の上で提供することも可能である、ということ。

②日用品パック（セット）の具体的な内容（品目および数量）および金額を明示し、説明すること

③日用品のパックについては不要な場合は途中で断ることも可能であり、利用者・家族の希望により内容の見直しも行っていること

④おやつ提供について

食事提供の一環として提供せず、個人の嗜好に基づいて提供している場合については、「季節ごとやご本人の希望など確認しながら提供させていただきます」「飲み物も毎日複数準備しご本人のご希望で選べ、提供します」などと具体的な説明をするとい。

⑤栄養補助剤（サプリメント）について

自己負担を求められるのは、あくまで個人の健康増進や自宅で摂っていた健康食品・サプリメントを生活の継続性や便宜を図る上で提供してほしいと希望がある場合に限るため、食事摂取量が低下しているなどの状態時に施設が意図的に「栄養に優れた体に良い商品がありますので、使ってみませんか」と説明し自己負担を求めることはできない。

4) 返還指導を受けてしまう施設側の現状

- ・「その他の日常生活費」の自己負担を求める場合においては、「運営規定・契約書、重要事項説明書」の位置づけと役割を理解していない事業所が多く見られる。
- ・契約行為における事業者側の説明責任と選択に関する事項の説明も不足しているケースが多い。
- ・運営規定や契約書に定めず、掲示もしない事業所も見受けられる。
- ・特に介護サービスの中で施設サービスは、利用にあたって多くの契約書、重要事項説明書があるが、契約当事者が各書類の意味を理解せず、とにかく同意しないとサービス利用できないと思い、署名、捺印しているケースが多くみられる。

参考、引用文献

【日総研】介護サービス加算～算定手続・ルールと必要書類集～